

遠野市農業委員会だより

遠野盆地

Tono-Bonchi

令和3年9月

No.32

た だ たか ゆき
多 田 貴 之さん (41歳)
さおりさん (40歳)

遠野市松崎町

25歳から就農し、リンゴを中心に切り花（キク）を栽培。切り花はお盆に合わせて出荷。リンゴ畑は自宅付近に2ヘクタールと4年前から宮代地区に1.6ヘクタールを造成し、意欲的に経営しています。

※「農地中間管理事業」のパフレットを折り込みしています。

マスタープランの実践活動を開始します

「実質化」完了
 昨年のお話し合いで

令和元年度から2年度まで、市農林課と連携して、地域農業のこれからについて、将来の方針を決定する「地域農業マスタープランの実質化」に取り組んできました。当初の計画では、身近な集落単位（41集落）で話し合いを行う予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により、昨年度は、11地区で話し合いが行われ、12月の市全体の検討会を経て、地域農業マスタープランが決定されました。

各地区的「実質化された地域農業マスタープラン」は令和3年2月8日に市農林課のホームページで公表されています。

URL
<https://www.city.tono.iwate.jp>

次は「農地を動かす
 マッチング」へ

農業委員会では、今年度から農地の集積・集約化に向けた「地域農業マスタープラン」の実践活動を開始します。具体的には、農業委員と農地利用最適化推進委員による11地区の地域推進班ごとに計画を立て、平成31年の2月から3月にかけて実施した「農家意向調査」

実質化された地域農業マスタープラン 遠野市合計版

○ 対象地区の現状

① 耕地面積	6,984.73 ha
② アンケート調査等に回答した 農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	5,719.10 ha
③ 75歳以上の農業者の耕作面積の合計	1,193.54 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	446.07 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	222.19 ha
④ 今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	610.06 ha

○ 「中心経営体への農地の集約化に関する方針」を実現するために必要な取組

- (1) 農地中間管理機構の活用
- (2) 基盤整備への取組
- (3) 農地耕作条件改善への取組
- (4) 耕作放棄地の解消・再生利用
- (5) 特産作物の導入
- (6) 新規・特産作物の導入
- (7) 鳥獣被害防止対策の取組

○ 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	193人	19人
② 認定新規就農者	14人	0人
③ 集落営農組織	19組織	0組織
④ 他市町村の認定農業者	0人	0人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0人	0人
⑥ 基本構想水準到達者	18人	0人
⑦ 今後育成すべき農業者	23人	0人

において、将来農地を「貸したい」・「借りたい」などの意向のあった農家を訪問して詳細をお伺いし、農地の出し手と受け手のマッチングを行っていきます。

また、現在、当事者同士の相対で貸し借りしている農地や作業受委託契約を「農地中間管理事業」へ切り替える働きかけも行っていきます。

「農地中間管理事業」を「存じずか

「農地中間管理事業」は、農地の出し手と受け手を岩手県農業公社が仲介する貸し借りの方法で、出し手と受け手の双方にメリットがあります。

折り込みのパンフレットに詳しく載っていますので、ぜひご覧ください。

農業者に大きなメリット

農業者年金を納めているときは...

1 社会保険料控除による節税

農業者年金のその年に支払った保険料全額が、社会保険料控除として、所得から全額控除になりますので、納める税金が安くなります。

農業者年金を受給するときは...

2 年金資産の運用益も非課税です

一般の預貯金等の利子には20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税ですので、その分年金原資が多くなります。

3 受け取る年金も公的年金等控除の対象になります

農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

農業者年金は公的な年金制度ですから、税制面でも民間の個人年金保険とは大きく異なり、「入口から出口までの優遇措置」があります

国が定める 安心が大きくなる
担い手積立年金

農業者年金

令和3年度 農地パトロールを実施

令和3年度農地パトロール（利用状況調査） 調査結果（市内全域集計・速報値）

区分	筆数	面積	荒廃農地調査 (廃止)
区分1 荒廃度が低度	22筆	42,808㎡	再生利用可能 「A分類」
区分2 荒廃度が中度	6筆	4,697㎡	
区分5 再生利用が困難	199筆	347,595.95㎡	再生利用困難 「B分類」
前年度A・B分類から再生	15筆	15,390㎡	
合計	242筆	410,490.95㎡	

令和3年度から「荒廃農地調査」が「利用状況調査」に統合され、遊休農地の判断区分が、改正されました。

7月27日、農地パトロール出発式を開催し、7月28日～8月6日の日程で市内全域を対象に農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。農業委員、農地利用最適化推進委員、市農業再生協議会構成員、農業委員会事務局職員が連携し、年に1回の調査を行うものです。調査の結果、再生利用が可能な農地（区分1・2）の所有者には農地利用の推進（利用意向の調査）活動を行います。また、再生利用が困難な農地（区分5）の所有者には非農地と判断し



てよいか意向調査を行い、了承を得て非農地通知を交付します。この場合、所有者は法務局で登記地目を田畑から原野または山林に変更する手続きをする必要があります。農地は食糧生産だけではなく自然環境の保全や治水など様々な役割を果たしています。農村の大切な資源である農地を耕作放棄しないようみんなで管理していきましょう。

農地相談会を開催します

各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員が、ご相談をお聞きます。農地の貸し借りや名義変更（売買・贈与）、農地以外への地目変更など、農地に関するご相談をお受けします。

事前の申込みは、不要です。

※相談したい農地の地番等がわかる資料

（固定資産明細書等）をお持ちください。

■問合せ 遠野市農業委員会事務局 ☎62-2111

開催日	地区	会場	時間
11月2日（火）	綾織	綾織地区センター	16:00～18:00
	土淵	土淵地区センター	
11月4日（木）	宮守	宮守総合支所	13:30～15:30
11月5日（金）	小友	小友地区センター	
	遠野	遠野市役所本庁舎	
11月8日（月）	上郷	上郷地区センター	
	附馬牛	附馬牛地区センター	
11月9日（火）	青笹	青笹地区センター	
	松崎	健康福祉の里	

農地の売買や転用には手続きが必要です！

農地を売買・貸し借りしたり、転用する時は農地法に基づく手続きが必要です。許可などの審議は、月1回開催する総会で行いますので、手続きの際は締切日にご注意ください。

農地転用のご相談は農業委員会まで

農地を農地以外のもの（例：住宅、駐車場、畜舎、通路、資材置場等）にする場合は農地転用の許可が必要です。

月	許可申請等 締切日	現地確認日	総会開催日	許可書等交付予定日		
				農地権利移動の許可 (農地法第3条)	農地転用の許可 (農地法第4条・5条)	農地経営基盤強化法 農用地利用集積計画の公告日
10月	11(月)	15(金)	25(月)	10月末	11月末	29(金)
11月	10(水)	15(月)	25(木)	11月末	12月下旬	30(火)
12月	10(金)	15(水)	23(木)	12月下旬	1月末	27(月)
1月	11(火)	17(月)	25(火)	1月末	2月末	31(日)
2月	10(木)	15(火)	25(金)	2月末	3月末	28(月)
3月	10(木)	15(火)	25(金)	3月末	4月末	31(木)

東北大会で

遠野緑峰高校

躍動

8月26日から27日まで、宮城県名取市で開催された日本学校農業クラブ東北連盟大会に出場し、野菜果樹研究班が研究・開発した「エゴマリんごパン」と、意見発表の高成永遠さんが優秀賞に輝きました。

顧問の前原先生から、「大会は宮城県に緊急事態宣言が出された直後の開催で、会場の変更や、無観客開催など異例の大会でした。生徒たちが他校の発表を見られず残念です。」と、大会の様子を教えてくださいました。また、「目標の全国大会は逃しましたが、来年度はブルーベリーやラ

ズベリーを使用したものを開発して、全国大会を目指します」と抱負を語っていました。



農業委員会でも今年6月、生徒たちから「エゴマリんごパン」のレシピを教わりました。

菜の花とヒマワリ 黄色いお花でほっこり ～地域の力で遊休農地解消～



小友町の鷹鳥屋地区では、昨年10月に自治会役員と老人クラブが協力して、遊休農地となっていた畑(約1,000m)に、菜の花を播種。今年の春に見事な花が咲きました。

また、今年6月には、多面的組織も協力して、同じ農地に、ヒマワリを播種。菜の花に負けるかなと心配したが、お盆頃に開花し、約100m続くヒマワリ畑が、夏の青空に美しく映え、素晴らしい景観をつくり出しました。地域の活動はさらに続き、今後は、ヒマワリの種から油を搾りたいと考えているそうです。

農業委員ひとりごと

農政専門委員会委員長 古屋敷 徳夫

(土淵町)



今年3月の農業委員の改選に伴い、農政専門委員会の委員長を務めることになりました。

農業委員となり、今年で16年となりますが、年々農業委員の役割の重要性が増し、農業者の皆様から期待されていると感じています。

①遊休農地の発生防止と解消、②担い手への農地の集積・集約化、③新規参入の促進の3本柱を「農地利用の最適化」といい、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して活動する「地域推進班」が、それぞれ計画を立て、情報交換・研修・協議を行い、現場活動を行っています。さらに、令和3年度からは地域農業マスタープランの「実践活動」が始まっています。農業生産、農業経営改善、農業振興などの農政課題について農業者の皆様と意見交換を行い、農業委員会活動の充実に努めていかなければなりません。

農政専門委員会では、毎年11月に開催される「岩手県農業委員会大会」への農業施策の充実に関する要請提案事項を協議し、取りま

とめを行っています。中山間地域において担い手のみならず農業者の減少・高齢化によって生産基盤の維持が困難になることは、地域のコミュニティの維持に直接結びつくことであり、この重要な課題に早急に取り組む必要性を今後も提言してまいります。

今後とも、農業委員会活動へご理解とご協力をお願いいたします。

編集後記

編集委員が新しくなり、最初の農業委員会だより「遠野盆地」をお届けします。

新型コロナも最近ではデルタ株に置き換わり、各地では豪雨による被害が多発しています。

収穫時期を控え、今年の米価を心配しながら、何事もなく収穫できるよう願うばかりです。(綱木)

～新しい編集委員～

編集委員長 綱木 秀治、副編集委員長 藤田 優一、
菊池 靖、菅田 ツヤ子、多田 登、多田 靖志

よくある質問

Q&A

Q1 どのような農地でも公社は借りてくれるのですか？

A 再生不能な遊休農地など、利用が著しく困難な農地等は、お断りする場合があります。

Q2 相続登記をしていませんが、借りてくれますか？

A 法定相続人の持分の50%を超える同意があれば、借りることができます。なお、50%以下でも、20年を超えない期間であれば、農業委員会の手続きを経て借りることができます。

Q3 契約期間が満了すれば、必ず農地が戻ってくるのですか？また、期間の延長は可能ですか？

A 期間満了後は、何らの手続きをすることなく、必ず農地は出し手に戻ります。再度、農地を貸したい場合には、更新もできます。

Q4 賃料は、誰がどうやって決めるのですか？

A 賃料は、近傍の相場等を勘案の上、公社が当事者と協議し、決定します。また、変更は農地の出し手、受け手、公社の3者が合意すれば可能です。

Q5 貸し付けた農地の形状を勝手に変えられる心配はありませんか？

A 出し手の了承を得ずに、公社や受け手が農地の形状を変えることはありません。

Q6 貸付期間の途中で農地を返して欲しい場合は、どうすればよいのですか？

A 期間の途中で解約したい場合は、農地の出し手、受け手、公社の3者が合意すれば解約できます。

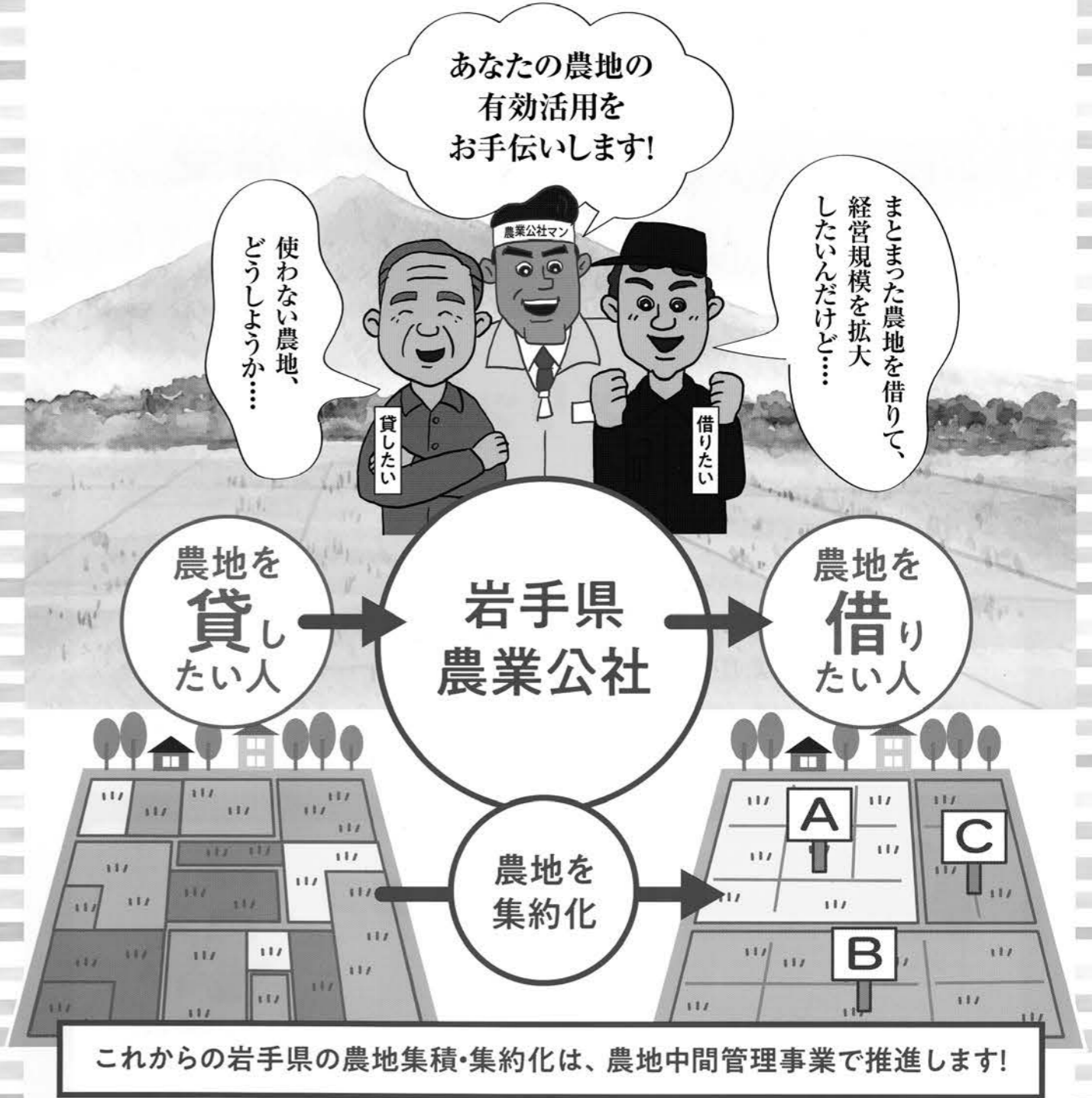
Q7 農地を借りたが、病気等止むを得ない事情で農業を継続できない場合には、どうすればよいのですか？

A 公社が止むを得ないと判断した場合は、期間の途中で解約できます。この場合、公社は出し手との契約を維持したままで次の受け手を探しますので(2年間を限度)、直ちに出し手に農地が返還されることはありません。

- ◎ 貸借期間は、原則10年以上ですが、個別の状況により短い期間でも貸借できます。
- ◎ 手数料は、賃貸料の1%となります

農地をムダなく活かす！

農地中間管理事業



さらに
使いやすくなった
ポイント

- ◎事務手続きが簡素化・期間短縮されました
- ◎受け手の「利用状況報告」の義務付けが廃止されました

お問合せ
ご相談は

公益社団法人 **岩手県農業公社**
岩手県農地中間管理機構

専用ダイヤル **019-601-8236**

受付時間/平日 9:00~17:00

〒020-0884 盛岡市神明町7番5号 TEL 019-651-2181 FAX 019-623-9396
または、農地のある市町村の農政担当課・農業委員会まで。

岩手県農業公社が農地のマッチングをお手伝い!



農地を貸したい “出し手”

- 農業をやめたい
- あとつぎがない
- 農地を貸したい

借受



岩手県農業公社
(農地中間管理機構)

貸付

農地を借りたい “受け手”

- 規模を拡大したい
- 農地をまとめたい
- 農業を始めたい



こんなにメリットがあります

- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります
- 賃料は、決まった期日に受け取れます
- 公社が借りた農地は、公社と関係機関が一丸となって受け手を探します
- 要件を満たせば、固定資産税が減免されます
- 要件を満たせば、「機構集積協力金」が交付されます



こんなにメリットがあります

- まとまりのある農地を借りることで、効率的経営が可能となります
- 賃料の支払先を公社に一本化できるので、支払事務が楽になります
- 要件を満たせば、「地域集積協力金」が交付されます
(使い途は地域の協議で決定します)
- 農地の区画拡大や暗渠排水等に向けた有利な事業の活用が可能となります

知事指定の機関
だから安心!



事業を利用した人の声

はじめは農地を取られるのではないかと心配したが、受け手が使っている姿を見ると、貸して良かったと今では思っている

(洋野町・Aさん)



万が一のことがあったとき、子や孫にも権利関係をきちんと伝えられるので安心している

(葛巻町・Mさん)



遠方に住んでいるので、地元の受け手も分からず困っていたが、公社が間に入ってくれたおかげで、農地を荒らさず使ってもらえることになり助かった

(大阪府・Sさん)



事業を利用した人の声

受け手



500名を超える貸し手への賃料支払いを一本化できたおかげで、支払事務の軽減、振込手数料の削減につながった

(一関市・N経営体)



今後の農地の在り方を見直す話し合いができ、受け手間での利用調整や、地域全体の賃料統一につながった

(二戸市・K経営体)



公社に相談したことにより、当初の借入予定農地(7ha)に加え、自己の経営農地の間にある農地(4ha)を借り入れ、一団の農地を形成することができた

(一戸町・T経営体)

